

令和3年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和3年2月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第528号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第529号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第530号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第531号	農用地利用集積計画案について
議案第532号	土地改良事業参加資格交代承認について

5. 議事録署名委員

7番 八若 和美 9番 北村 富生

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和3年2月定例総会を開催させていただきます。立春を過ぎまして暦の上では春となりましたが、三寒四温と言われるように、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆様方におかれましては、体調管理には十分お気をつけいただきたいと思っております。また、新型コロナウイルス感染症は、依然として収束せず、10都府県では緊急事態宣言が1ヶ月延長されました。本市でも1月から、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を新たに設置し、円滑なワクチン接種に向けて準備を進めているところです。このワクチン接種により安心できる日常が戻ってくることを期待したいですが、接種には今しばらく時間もかかりますし、何より感染しないことが一番ですので、手洗い、マスク、3密を避ける等の基本的な感染防止対策を引き続き確実に実践することで、感染リスクを減らしていきたいと考えているところです。

さて、1月20日から農業委員並びに農地利用最適化推進委員の募集を行っているところですが、2月10日現在、農業委員20名、農地利用最適化推進委員22名の推薦をいただきました。まだ、推薦のない地域もありますが、26日の閉め切りまでには時間もありますので期待して待っているところです。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。それでは報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、1月18日、農業委員会からの意見具申を受け、早速、女性農業者の組織づくりに向けた意見交換会が開催されましたので、女性農業委員さんと会長に出席していただきました。1月19日、常設審議委員会が大津市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありませんでしたので、職員は出席しておりません。

(事務局)

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が3件、4条申請が2件、5条申請が8件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る2月3日に当番委員、10番の大塚高司委員、11番の堀田繁樹委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますのでご了解ください。また質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

本日は暖かいです、本当はまだ朝夕が寒い時期でございます。そういった中、農業に携わるものにつきましては、今現在、農閑期でお休みをしているところでございます。ただテレビ見ても毎日同じ事を報道がされているようで、いわゆる政府交代の会見。あるいは新型コロナウイルス問題、ワクチン接種の時期。また直近ですと、オリンピックの失言問題では賑わしている今日でございます。我々につきましては、これから農業委員として話をする上で十分に気を付けて話をしなければとならないと自分自身に言い聞かせているところでございます。皆様方におきまして、先ほど事務局長の話にありました、各自で新型コロナウイルスの感染対策をしていただきたいと思いますところでございます。

本日、会議に参加しまして実は嬉しいことが長浜で起こっております。それは全国的に農林水産大臣賞というのが表彰されるとの事でございます。その中で大臣賞は2件。滋賀県と静岡県でございます。その中、滋賀県長浜市でこの度、北村委員が個人といたしまして農林水産大臣賞を授与されることになりました。これは獣害被害部門という事で、ご存じのように北村委員おきましては、かねて21年頃から獣害対策、地元あげでの取り組み。あるいはそれに対する指導等行われまして、非常に活発化し、長浜におきましては、米原から上っていきまして、170kmの面積、距離で防護柵ができたということを知りました。これは鉄道でいうと高月から西神奈川ほど。南の方は明石を超えたところまで。あるいは東だと浜松までいけるというふうな距離でございます。そういった距離を住民全員での活動で行われた。そして、その代表者は北村委員です。本来ですと別席を設け、受賞パーティー等行えればと思うのですが、残念ながらこういったご時世でございまして、その様な事が出来ず、その点はご了承のお願いと同時に、本日ここに北村委員の名誉に対して拍手をもって、お祝いを申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(北村委員)

中山間対策の方々とそれから地域の方々の大きな努力だと思います。鳥羽上から始めましたワイヤーメッシュ柵が長浜市に173件ありまして、最高1億1千万あった被害が800万に下がりました。一番喜んでいただけたのは農業共済組合で、理事長から祝辞をいただきました。長浜市のこの区間に1億円以上の費用をかけられたと思うのですが、本当に嬉しいと思います。まだ残っている地域もありますが、今後100%やっていきます。獣害を抑えたいと考えています。そのために最後まで尽力を尽くしたいと思いますので、よろしくお願ひします。本当にありがとうございました。

(会長)

長浜市農業委員の中で受賞者が出た事、大変嬉しく思うところでございます。本日は委員全員出席での総会を開催するわけでございますけれども、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。それでは、議事録署名委員の報告でございますが、7番の八若委員、9番の北村両委員よろしくお願ひいたします。

それでは、会議入ります。議事が円滑に進行できますよう、ご協力お願ひいたします。まず、報告事項について事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうへ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、畑1筆、51㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南は自己所有農地、北は道路です。

番号2、土地の表示、勝町地先、畑1筆、500㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は申請人所有宅地、西は宅地、南は市道、北は公園です。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備

はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南高田町地先、田1筆、352㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は譲渡人所有農地、北は道路です。

番号2、土地の表示、室町地先、畑2筆、18.83㎡を贈与により道路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は譲受人所有農地、南は譲渡人所有農地、北は道路です。

番号3、土地の表示、下坂浜町地先、畑1筆、158㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東と西は宅地、南は道路、北は里道です。

番号4、土地の表示、宮司町地先、畑1筆、26㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は宅地、北は里道です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計396筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田392筆、698426.09㎡、畑4筆、576㎡、合計699002.09㎡の解約です。番号1から番号330まではレーク伊吹農協の円滑化による利用権の解約です。番号331から番号344まではレーク伊吹農協の円滑化による利用権において、耕作者が変更になることから、レーク伊吹農協と耕作者の利用権の解約です。番号345から番号352までは、相対による利用権の解約です。番号353については、北びわこ農協の円滑化による利用権の解約です。番号354から番号396までは、農地中間管理事業において、耕作者の変更に伴い、滋賀県農林漁業担い手育成基金と耕作者との利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告がありました3件についてご質問がありましたらご発言ください。

ございませんか。ないようですので、議案審議に移ります。

まず、議案第128号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第528号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、宮部町地先の田1筆、3,366㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の刈り取り後を確認しました。譲受人は申請地周辺を耕作しています。また、申請地は譲受人の住宅に隣接しており、以前から効率化を図る中で売買の話があり、今回売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、酢地先の畑1筆、211㎡を売買で取得されるものです。申請地は、白地の畑1筆で、耕起されている状況を確認しました。譲受人は申請地の北側に住宅があり、周辺を耕作しています。以前から効率化を図る中で売買の話があり、今回、売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、安養寺町地先の田4筆、10,155㎡、湖北町山本地先の田2筆、6,115㎡、合計16,270㎡を、売買で取得されるものです。申請地は、青地の田6筆で、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地の耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から3までにつきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり等の面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第528号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明がありました議案第528号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第528号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に議案第529号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第529号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第529号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる1月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、20番の松居利平委員、1番、小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年2月3日に10番の大塚高司委員、11番の堀田繁樹委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、西浅井町野坂地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けていたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員さんよりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1、土地の表示、西浅井町野坂地先、畑、561㎡、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は雑種地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは獣害がひどく耕作することが困難で不耕作地として管理していましたが、草木が生え25年ほど前に隣接地と併せて伐根、整地され、その後、申請人が経営する会社の資材置場として造成され、現在に至ったものです。今回、申請人が不動産整理をされたところ農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、今川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

(堀田委員)

番号2について報告します。当日は雪が降っておりまして、大変寒さが厳しい中での現地確認となりました。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、今川町地先、畑、518㎡、転用目的を住宅及び作業所敷地とした申請です。周囲の状況は、東と南は道路、西と北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人の先代が昭和41年に住宅を建築され現在に至っております。今回、申請人が不動産整理を行ったところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、顛末案件ではございますが許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第529号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。質問等ないようでしたら採決に移ります。

議案第529号農地法第4条第1項の規定による、農地転用許可申請について、申請通り許可する事に参加の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に議案第530号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第530号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第530号につきましては、今月の締切までに8件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていす案件につきましては、先の議案第529号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、西浅井町野坂地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は

集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、西浅井町野坂地先、畑、128㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は農地、南は墓地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、申請人が25年ほど前に申請地を譲受け獣害がひどく不耕作地として管理をされ、先ほどの議案第529号、番号1の申請地と併せて、伐根、整地されました。その後、申請人が経営する会社の資材置場として造成され、現在に至ったものです。

今回、申請人が不動産整理をしたところ、所有権の移転、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。また、申請地は、隣接する道路に上水道管と下水道管が埋設され、申請地の概ね500m以内に教育施設と医療施設が2箇所以上位置することから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けいたしております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

(堀田委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、内保町地先、田、759.02㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東と西は宅地、南は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請人は、市内を中心に不動産業を営んでいます。今回、浅井地

区内で生活環境が整っていて利便性のよい場所に建売分譲住宅を建築する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、西浅井町月出地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(堀田委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、西浅井町月出地先、畑、152㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と西は里道、東は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請人は、他県に居住しており、近畿圏内を中心に仕事をされています。今回、休暇を過ごすための住環境、眺望のよい場所に住宅を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ、他県に居住し土地の管理に困っておられる譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町柏原地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

(堀田委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4、土地の表示、高月町柏原地先、畑、251㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は用悪水路、南と西は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地集落に居住しています。現在借用している駐車場を地権者の都合により返却しなければいけなくなり、居住集落内で駐車場を整備する計

画を立てられ、適地を探されたところ、他県に居住し管理に困っておられる譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、現在、畑土が一部あり、採石を敷き詰めて整地されるということです。自然浸透として北側の方を高く、南の方へ勾配をつけて雨水排水をされます。雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高畑町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、高畑町地先、畑、372㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は用悪水路、南は境内地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地南側の寺の住職です。今回、寺での会合等に来られるのに車で来られる門徒から、駐車場を整備してほしいとの要望があり、寺の近くで駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、八木浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、農業用道路については、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、堀田委員よりご報告をいただきます。

(堀田委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、八木浜町地先、畑、442㎡の内27㎡、契約内容は賃貸借で転用目的を進入路とした申請です。周囲の

状況は、東は賃借人所有農地、西と南と北は道路です。

写真をご覧ください。賃借人は、申請地集落を中心に農業を営んでいます。今回、所有する農業用倉庫が申請地の南側にあり、トラック等で進入する際、進入路が狭いことから、進入路の拡幅を計画され、賃貸人との話がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、8は、関連性があるため併せて説明します。東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

先ほど事務局の説明にもありましたが、番号7、8は関連がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号7、8、土地の表示、東上坂町地先、畑、324㎡の内171.46㎡、契約内容は番号7は贈与、番号8は売買で転用目的を一般住宅及び水路とした申請です。

周囲の状況は、東は道路、西は譲渡人所有農地、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は市内のアパートに居住しています。今回、家族も増えアパートでは手狭になり、両親が居住する集落で住居を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

水路の付け替えを計画を立てられておられます。現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただ今、説明がありました議案第530号についてご意見のご質問を求めます。ございませんか。他にご質問等ないようでしたら裁決に移ります

議案第530号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に議案第531号農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第531号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年2月10日提出。長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づきご説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地中間管理事業による利用権の案件がございます。まず相対による利用権設定につきましては、貸し手27人に対して、借り手が4人で筆数は46筆、合計の面積で、89,087㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2名、取得者2名、筆数は4筆、面積は5,283㎡を所有権移転される計画です。次に、農地利用集積円滑化事業による利用権の移転につきましては、以前に円滑化団体である伊吹農協さんがいったん借り受けて、他の耕作者に10年の期間で利用権設定されていたものを期間途中で耕作者の変更があり、残余期間の1年から7年について5人の借り手に14筆、21,479㎡を利用権設定される計画です。ちなみにこの計画について、先ほど18条解約にもありました通り、番号の331から344番までがこちらに当たる、以前の耕作者との解約となります。

最後に農地中間管理事業による利用権の案件につきましては、貸し手が222名、借り手が滋賀県農林漁業担い手育成基金であり、筆数は465筆、面積が874311.09㎡を利用権設定される計画です。それでは利用集積計画案の詳細をご覧ください。利用権設定について、と記載されている、番号1から番号46につきましては相対によるもので、地元農業者、農地所有適格法人に利用権設定される計画です。次に、所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。次に、備考欄に円滑化と標記されている番号1から番号14までがレーク伊吹農協が地元農業者、農地所有適格法人と利用権設定される計画です。最後に、備考欄に農地中間管理事業、と標記されている番号1から番号465までと大変多いのですが、所有者と借り手である滋賀県農林漁業担い手育成基金が利用権設定される計画です。以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明がありました議案第531号についてご意見を求めます。

ございませんか。ご質問等がないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員。対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。今回は11番の堀田繁樹委員、14番の中島一枝委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手を願います。

よろしいでしょうか。対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。それでは諮問を受けました、議案第531号、農用地利用集積計画案について、提案通り農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成多数でありますので、このことを決定し、市長に答申いたします。

次に、議案第532号土地改良事業参加資格交替承認申請について事務局から説明をお願いします。

(会長)

議案第535号土地改良事業参加資格交代承認について、令和3年2月10日、長浜市農業委員会会長名。土地改良事業参加資格交代承認についてご説明をさせていただきます。資料、議案書にもございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました9件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく貸借および使用貸借権を設定した農地にかかる3条資格を耕作者と合意の上で、土地使用者に交代されるもので、両者の合意があり、妥当と考えますので交代の承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま説明がありました議案第532号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。ご質問がないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員。13番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

議案第532号土地改良事業資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

(会長)

次に、報告および連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和3年2月農業委員会報告及び協議事項についてご説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年3月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年3月10日、水曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所3階、3A会議室で予定をさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

3点目、令和3年3月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年3月3日、水曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定をしております。担当委員さんは13番の多賀委員、14番の中島委員となっております。案内については後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和3年2月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年2月19日、金曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定をしております。当番委員は14番の中島委員、17番の家倉委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きましてその他協議連絡事項でございますが、ここで農地等調査委員会よりご報告を申し上げます。本日総会終了後、農地等調査委員会を開催していただき、まず1点目、現地調査時における申請者立会いの取り扱いについて、2点目、農業委員、農地利用最適化推進委員の確認書の取り扱いについて、この2点についてご協議を行っていただきます。また2点目の確認書の取り扱い確認書の取り扱いについて、それに伴う要綱の一部改正をさせていただきたいと思っておりますので、そちらについてもご協議をいただきます。これにつきまして簡単にご説明申し上げますと、申請者のご負担の軽減とそれから農業委員、推進委員の負担の軽減、また、業務軽減やコロナ等感染症対策の観点から事務局よりご提案させていただくものでございます。また以前にご報告等、ご承認をいただきました、来年度、廃止するという●8・1調査の廃止に伴う関連規則の件につきまして、関連する規則がございます。こちらの廃止につきましても、ご協議をいただくことになっております。本日の委員会協議結果をもって、3月総会の場にて本案件についてご提案をさせていただきますので、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。農地等調査委員会の方につきましては、総会終了後、お集まりいただきます様よろしくお願いいたします。当局からは以上です。

(会長)

大変なご提案がありましたので、農地等調査委員会の方につきましてはよろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。他にご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)